

ふるさと納税で地域を応援！

ふるさと納税制度とは？

ふるさと納税とは、ご自身の住所地だけでなく、生まれ育った地域やお世話になった地域、応援したい地域へご自身の意思で寄付することができる制度です。

総務省より指定を受けている地域（※1）へ寄付した場合、寄付額のうち2,000円を超える全額が、所得税と住民税から控除（※2）されます。

なお、所得税と住民税を控除するためには、原則として、寄付した翌年の2月から3月までに「確定申告」を行う必要があります（※3）。

これからお盆にかけて帰省する親せきやお友だちの皆さまへご紹介していただき、福島町を応援してください。

- ※1 令和元年7月1日現在、46道府県の1,737市区町村が指定されています。指定外の地域へ納税を行った場合は、控除の対象となりません。
- ※2 寄付（納税）した方の収入や家族構成などにより、控除額には一定の上限があります。
- ※3 確定申告の不要な給与所得者は、「ワンストップ特例申請」をすることができます。ただし、寄付（納税）を行う自治体の数は5団体以内に限られます。

福島町での運用方法の見直しについて

令和元年度、福島町ではふるさと納税制度の運用方法を見直ししており、町及び町の特産品を全国にPRすることで、特産品の消費拡大を図るとともに、福島町に対するふるさと納税をより便利かつ簡単に行っていただけるよう、本年7月より「ふるさとチョイス」に掲載するための準備を進めております。また、「楽天ふるさと納税」への掲載も予定しております。

福島町に寄せられた寄付金は、ふるさとの想いにお応えするため、産業振興や定住対策等のまちづくりの財源として、大切に活用させていただきます。

- ※ 福島町内に在住の方が福島町へ寄付した場合、返礼品はお贈りできませんのでご了承ください。